

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の予定の公表

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、下記の内容で随意契約を締結する予定であるので、室戸市契約規則第31条の3第1項により公表します。

令和4年3月31日

室戸市長 植田 壯一郎



記

物品又は役務の名称及び数量	令和4年度広報むろと折込梱包委託業務
契約者の選定基準	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に該当するシルバー人材センターであること。
契約者の決定方法	上記の選定業者から提出された見積書に記載された額(消費税抜)が予定価格内であった場合、契約を締結する。
見積書の提出場所	室戸市浮津25番地1 室戸市役所 総務課
見積書の提出期限	令和4年4月7日 午前11時必着
契約担当部署・所在地	室戸市浮津25番地1 室戸市役所 総務課 Tel.0887-22-5114
備考	見積書は消費税抜価格を記入すること。 業務概要は別紙仕様書のとおり。詳細・不明な点については総務課に確認すること。